

第 37 回 ICA 円卓会議参加報告

小 川 千代子 (国際資料研究所)

去る10月20日から25日まで、南アフリカ・ケープタウン国際会議場で第37回 I C A 円卓会議「人権とアーカイブ」が開催された。今回は参加国60カ国、参加人数は180人程度と、ヨーロッパでの開催時に比べれば人数はやや少なかったが、開会式には南アのノーベル文学賞受賞者デズモンド・トゥトゥ大司教の講演、東南アフリカ10カ国の文化大臣の列席でアフリカアーカイブ宣言が採択されるなど、アフリカの新しいアーカイブ業務の始まりを予感させるものであった。これに、全史料協の代表として参加した。資料を保存するのは世界を構成する人々の存在を確認するためである、との思いを新たにしつつ、会場での報告を聞いた。以下、概略日程、発表リストを含む会議詳細、決議勧告文を掲げ、参加報告に代え、会員の皆様への報告としたい。



市内テーブルマウンテンを
宿舎から望む

概略日程

会議日程	午 前	午 後	夜
10月20日	ICA/SPA運営委員会	ICA/SPA総会	
10月21日	第1セッション 個人の記録	公式開会式(各国文化大臣等)	ケープタウン市長歓迎レセプション
10月22日	第2セッション 抑圧政権の記録	公文書館見学、ICA 戦略会議	市内観光・演劇鑑賞
10月23日	第3セッション アフリカの記録	ロビン島博物館見学	コンスタンシア見学
10月24日	第4セッション 自由討議	代表者会議、閉会行事	晩餐会
10月25日	観光ヘナデンダル修道院博物館、ハマナス観鯨展望台他		解散

全史料協は、ICA 専門家団体部会のメンバーでもあるので、会議日程の初日の1日前、10月20日にはICA・SPA の総会に出席したほか、小川千代子がSPA 運営委員でもあるため、同じ10月20日午前に開催された同運営委員会にも出席した。

なお、今回は、平成13-15年度文部科学省化学研究費補助金基盤研究(B)(1)「広領域分野資料の横断的アーカイブズ論に関する分析的研究」の一環として参加した。

第37回 ICA 円卓会議詳細

10月20日	<p>■ICA/SPA運営委員会 午後開催の総会の持ち方について打合せ</p> <p>■ICA/SPA総会 各国からの報告他</p>
10月21日	<p>■第1セッション “過去と向き合い審判する：政府間資料の現状” 司会：ダリア・ナレチ（ポーランド国立文書館長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「旧抑圧体制下におけるセキュリティ・サービスのアーカイブ」アントニオ・ゴンザレス・キンタナ（スペインアーキビスト団体連盟） 2. 「アーカイブと人権」ギイ・ブラバン（フランス議会名誉議長、代読フランス国立文書館長マルチヌ） 3. 「抑圧と抵抗、補償と和解 ひとつの国の二つの抑圧システム ドイツアーカイブの場合」クラウス・オルデンハーゲ（ドイツ連邦公文書館副館長） 4. 「アーカイブと国際刑事機構、大量虐殺、裁判、アーカイブ業務の改革」トム・アダミ（ルワンダ国際刑事裁判所、タンザニア） 5. 「カナダのマイノリティの権利擁護とアーカイブ」ガブリエル・ニシグチ（カナダ国立図書館&文書館） <p>■公式開会式（東南アフリカ各国文化大臣列席） 司会：イトウメング・モサラ教授（芸術文化省長官）</p> <p>音楽：アマシコ 挨拶：グラハム・ドミニー博士（南ア国立公文書館長）／イアン・ウィルソン博士（ICA円卓会議会長）／エリサ・カロリナ・デ・サントス・カナレホ（ICA会長）／ベン・ヌグバネMP（芸術文化科学技術大臣）</p> <p>基調講演：ケトゥミュ・マシレ（前ボツワナ大統領）「アフリカに於ける民主主義と平和と、アーカイブの役割」／デズモンド・トゥトゥ（名誉大司教、前真実和解委員会TRC議長）「解放、和解と記録の重要性について」</p> <p>謝辞：ヨアン・ファン・アルバダ博士（ICA事務総長）</p>
10月22日	<p>■第2セッション 記憶とアイデンティティの再構成：国際NGOの資料 司会：トルディ・ピーターソン（米国）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「ラテンアメリカにおける痛みのアーカイブ」グロリア・アルベルティ（UNESCOラテンアメリカ・カリブ地域教育事務所、チリ） 2. 「アルゼンチンに於ける人権擁護団体とアーカイブ」パトリシア・タッパタ・デ・バルデス（メモリア・アビエルタ会長、アルゼンチン） 3. 「犠牲者の記録化」ジョルジュ・ウィレマン（国際赤十字社アーキビスト、スイス）

	<p>4. 「アーカイブと人権—フォード財団のプロジェクト」 アラン・ディバック (フォード財団アーキビスト、米国)</p> <p>■公文書館見学 ■ICA戦略会議</p>
10月23日	<p>■第3セッション アフリカの伝統社会の記憶保存：アーカイブと品位を守る権利</p> <p>司会：ジョエル・ダス・ネヴェス・テンベ (モザンビーク歴史文書館長)</p> <p>1. 「清アフリカ民主主義におけるアーカイブの保存とアクセス—ニジェールの場合」 イドリッサ・ヤンサムボウ(ニジェール国立公文書館長)</p> <p>2. 「人権、オラルヒストリーと原住民族の記憶」 ヘンリー・ブレアカンブ (イジコ、ケープタウン博物館CEO、南ア)</p> <p>3. 「アーカイブとアフリカのルネッサンス：人間としての品位の権利回復：ティンブクトゥにおける南アフリカ・マリ中世文書の保存プロジェクト」 グラハム・ドミニー (南アフリカ国立公文書館長)</p> <p>4. 「サブ・サハラアフリカに於ける記憶と情報公開：アーカイブの視点から」 ムバイエ・チアム (セネガル図書館文書館ドクメンテーション研究所長)</p> <p>■ロビン島博物館見学</p>
10月24日	<p>■第4セッション 自由討議</p> <p>■代表者会議 ■決議勧告文の検討</p>

第37回 ICA円卓会議決議勧告案 (訳)

各国の国立公文書館長、専門家団体会長、ICAメンバーは、第37回ICA円卓会議開催にあたり、ケープタウンに集い、以下を決議する。

1. 文化遺産の保護が各国の権利と責任であることを想起し、またユネスコ2001で満場一致で採択された文化の多様性に関する宣言に言及し、
第32回総会で勧告された文化の多様性に関する国際会議開催プロジェクトを支援する。
2. 2002年マルセイユの円卓会議で採択された決議を想起し、各国政府はWSIS (情報社会世界サミット) に代表を送り、アーカイブの保存と長期可用性を促進するよう求める。
3. イラク2003年の政府記録持ち去りおよびアーカイブはじめ各種文化施設の火災、略奪に関する報告に深く憂慮し、IFLA2003年9月9日付け採択の決議に同調して、次を勧告する：
 - 1954年ハーグで採択された武力紛争時の文化財保護条約および1999年の第2議定書の批准が未了の各国政府はこれを批准すべきである
 - 連合軍はイラクアーカイブの保護を促し、アーカイブの被害判定 (アセスメント) およびその復旧にむけた行動計画の創設を容認し、イラクのアーカイブシステムの再建、再配備、再構成に関してはイラクの専門家との協力の下で確保する
 - 各国とも文書史料を含む古美術品の商業流通取引監視に直ちにとりかかり、イラク国内の情報基盤再建と残された価値ある文書遺産の保存にむけて支援の努力を行う
 - ICA各国代表メンバーは、人災天災が当該国にもたらされた場合に文化遺産の保護を行うため、

それぞれの国内にブルーシールド委員会を創設する。

4. 東南アフリカ10カ国のアーカイブ所管大臣が本円卓会議で発表した、専門的を通じて良好な行政の業務における記録と保存記録の保存確保を目的とする「アフリカ・アーカイブ宣言」の採択に満足を表明すると共に、

アフリカ各国におかれては、政府各省が良好な行政を実施して、効率向上を図ると共に、国民の情報権行使を可能にすることを目的に、政府記録管理のシステムを実施するため、当該国のアーカイブ機関を用いるよう懇請し、

併せてアーカイブ業務の位置づけが必要な権限、独立性およびその実施方法を付与するものとされることを提案する。

5. アフリカの古文書保存が当面する脅威を考慮し、

●ティンブクトゥにおけるアラブ文書保存のための南アフリカとマリの共同イニシアティブを歓迎する

●アフリカおよびアラブ各国がこうした文書全てを確認し保護すべく共同歩調をとることを懇請する

●ユネスコに対しティンブクトゥ文書全てを世界遺産として登録する提案があればこれを支持する

6. 長らく否定されてきた原住民族の権利の再創設のための^{オフリテイ}口承の重要性に配慮し、アフリカ各国政府がICAと協力して、広領域の観点から^{オフルヒストリー}口承伝統の管理と保存に関する汎アフリカ会議を開催することを懇請する。

7. これまでの下記ICAおよびCITRAの決議勧告を想起し、

●1997年エジンバラのCITRAでは、1995年ユネスコ+ICAの研究に基づく勧告で、旧抑圧体制下のセキュリティサービス、公安当局アーカイブに対して懸念を示された各国に対する援助が必要であること、

●2000年セビアICA大会で、1995年の研究にあるガイドラインに従い、これらアーカイブの保存プログラムの策定が提案されたこと、

●2002年マルセイユCITRAでは、ラテンアメリカ各国では抑圧政権時代からの警察と病院の記録を公的アーカイブ機関に移管すること

2000年欧州理事会のアーカイブへの可用性に関する勧告および同2002年ドキュメント（資料）への可用性について言及し、

あらゆる国、特に民主化移行途上の国において、犠牲者の賠償請求権を支える証拠として；集合記憶の欠くことのできない要素のひとつとして；権利濫用の責任確定の重要な方策として；並びに共通の正義と調和のための基盤として、アーカイブが有する基本的重要性を考慮し、

集合的権利、および個人、マイノリティ、土着民の権利の保護については欠くべからざる重要性があることを考慮し、

人権侵害を記録した政府ならびに私的出所のアーカイブはどちらも、とりわけマイノリティをめぐる社会的紛争が現存する各国にあっては、脅威にさらされることに鋭く認識し、

あらゆる報復的圧迫を防御しさらなる違反行為の反復を避けることを強く願ひ、

—政府当局並びに国際機関に対し次を勧告する：

1) 上述の各種権利の実効ある行使を促し、あらゆる種類のこうした犯罪を記したアーカイブの保存と保守を確実にを行うための必要な手段をとること：特に、セキュリティおよび警察業務の記録、真実和解委員会の記録、国際掲示裁判所の記録、人権擁護に関わる政府間組織および国際機関の記録、並びにNGOが収集・作成した記録は配慮を要するので、

- 出来る限り、こうしたアーカイブ資料は、新たな民主的当局の制御のもとで、公共アーカイブ機関のもとにおくこと、
- アーカイブ機関がこうした資料の取得と保存を行うことが出来る権限を与えるよう法律の改定又は制定を行うよう奨励すること、
- こうしたアーカイブの保存、管理および利用提供に必要な財政的・人的資源をアーカイブ機関に付与すること、
- アーキビストの独立性と良心の自由とともに1996年北京ICA大会で採択されたアーキビストの倫理綱領に定義されたその専門的倫理規定を尊重すること、

2) こうしたアーカイブ資料の存在を周知しそのアクセスを促進するため、

- これら資料の可用性のため適切な法律的枠組みを創設又は改正により設けること、
- プライバシーと真実周知の必要性の両方を尊重してその整備を確実に行うこと、
- これらアーカイブ資料の確認と利用を促すため、総合情報および利用者ガイドの作成を行い、一般市民が自由に使える場所にこれを配置すると共にその広報活動を行うこと。

—ICAおよびUNESCOに対し、下記を含むこれらアーカイブ資料の保存プログラムを設置することを懇請する：

- 1) 関係の機関および団体の協力の下での人権侵害の歴史に関する情報源の国際ガイドを作成ならびにこれら情報源とその所在の明示と周知、
 - 2) 1995年にまとめられた旧抑圧体制下のセキュリティサービスのアーカイブに関する報告書の更新、
 - 3) UNESCO世界の記憶登録簿への、旧抑圧体制下のセキュリティサービス、並びに人権関係団体のアーカイブの一般登記
 - 4) 2001年レイキャビクで開催されたCITRAの決議に従って作成された国際NGOのアーカイブの実務的なガイドの配布と翻訳
8. 国連の平和維持活動の使命の中に、記録の廃棄や不正移動displacementからの保護の項目を含めるよう、国際連合の関連機関に呼びかける。
 9. 来賓各位、特にデズモンド・トゥトゥ大司教、ケトゥミル・マシレ大統領閣下、アーマド・カスラド氏のご参加により活発な専門的討論を可能とされたことに感謝する。
 10. 南アフリカ政府、芸術文化省、州政府、市役所、南アフリカ国立公文書館長とそのチーム、に対し、その歓迎、心温まるもてなし、そしてすばらしい円卓会議運営が行われたことに、心からの謝意を表明する。

<未定稿>

代表者会議専門的決議案

2003年10月24日 ケープタウン

第37回国際文書館評議会円卓会議は、

人権を証するアーカイブの収集と保存を目的とする動向、特に、アーカイブの専門家の行動と共に、これら行動に対する一般的な認知を向上することを強く奨励するに当たり、

1. ICAにおいてネルソン・マンデラ賞を創設し、人権と人権侵害関連アーカイブの保存や公開に功績あった機関、組織、団体、個人を顕彰することを提案する。
2. ICA円卓会議役員会に対し今後もまた人権関連テーマの会議を設定するよう懇請する。
3. ICA/COT、ICA^{オラルヒストリー}口承伝統委員会に対し、プレトリアで開催されたプレコンファレンスワークショップの事業について、ワークショップで採択された決議に基づくオラルヒストリーに関する研修及び情報に関するプログラム創設により、その継続と拡大を要望する。

<未定稿>

ICA/SPA シカゴ会議報告

小川 千代子 (国際資料研究所)

ICAとICA/SPA

日本語では、「国際文書館評議会・専門家団体部会」と称する。ICAは1950年発足の国際NGO、ユネスコの諮問団体として発足した。現在は、世界の国立のアーカイブ(=公文書記録管理局と呼ばれる役所、又は公文書館のような利用提供機関)をカテゴリーA会員、各国の専門家団体をカテゴリーB会員と位置づけ、この2者は総会での議決権を有する。ICA/SPAは、議決権を有する各国の専門家団体で構成する部会で、ICAカテゴリーB会員として加盟した団体は自動的にICA/SPAの会員として登録される。

ICA/SPAの活動とその成果

現在、ICA/SPAには10~15名の運営委員で構成する運営委員会がある。ここでその活動の基本方針を策定し、その方針にそって各国の専門家団体はさまざまな国際協力体制に参画する。その中でも、1996年のICA北京大会で採択された『アーキビストの倫理綱領』は嚆矢とされるものであろう。日本を含め、アーキビストの倫理綱領は各国語に翻訳され、それぞれの実情との適合・不適合を含めアーカイブと記録管理専門家の業務の規範として、世界に浸透しつつある。

2003年シカゴICA/SPA会議

4月20日から26日までの7日間の日程で、今年度のICA/SPA活動方針を議論するための運営委員会が開催された。場所はシカゴにあるSAA事務局の会議室の提供を受けた。

イタリアのSOS

会議冒頭、イザベラ・オルフィチェが、イタリア・ベルルスコーニ政権の予算配分が今年度アーカイブに深刻な影響をもたらしていることを報告し、ICA/SPAによる支援を求めた。報告ではイタリアのアーカイブ予算は50%削減となり、資料整理プロジェクトは停止し、職員給与の支払いも滞っているという深刻な事態だという。ICA/SPAとしては、これをうけ、予算削減を含むイタリアアーカイブの現状に対する懸念を表明する声明を出すことをここで決めた。

アーカイブの団結

これは、2000年セビア大会以来、「国境なきアーキビスト」「リュックサックアーキビスト」などさまざまな呼び方でその実現方法が模索されてきたプロジェクトである。先進国、途上国いずれのアーキビストも協力して、アーカイブの普及向上を目指すのがこのプロジェクトの目的で、そのために現状どのような方法が可能かについて、各国からの報告が行われた。日本からは、全史料協資料保存委員会制作の文書館火災実験ビデオ『そのときあなたは!』のような教材の存在を報告した。類似のプログラムが英国でも行われてはいるという報告があった。但し、ビデオ教材は他では見られない模様。

アーキビスト登録制度

アーキビストの登録制度が各国でどのようになっているかの情報交換を行った。話し合ううち、事情が国によって大きく異なることが明ら

かとなり、①教育制度、②資格制度、③登録又は認定制度の三段階について整理して比較検討する必要があることが確認された。また、専門家団体による認定を受けた大学の学科（又はコース）の存在（＝アクレディット・コース）について、英語圏のメンバーは理解を示したものの、それ以外の各国のメンバーには具体的な理解が得られぬままに議論が空転した。専門家団体の社会的位置付けが、国によって大きく異なることがこの議論の中から明らかになった。

国際会議の開催マニュアル

途上国からの参加者を想定した国際会議開催のためのマニュアルが提示された。今後さまざまな国際会議開催に当たり、有効なマニュアルとして利用することで、一致した。

欧州アーカイブ会議とICA/SPA

欧州アーカイブ会議は前回2001年フィレンツェで開催され、次は2005年にワルシャワで開催の予定とされている。この会議は開催国のアーキビスト協会とICA/SPAが協力して設定するのがこれまでのやり方であり、ICA/SPA運営委員会の中でも議題とされてきた。しかし、ポーランドのメンバーが昨年、今年と欠席のため、対処の方法がなく、どのような会議になるのかICA/SPAとしては懸念材料となっている。

ICAにおける専門家団体の立場

2004年8月に予定されているICA大会には、フランスの国情にすりあわせる形でICA規約の改正が提案される見込みである。しかし、この改正案を見ると、これまで専門家団体部会がICAのなかで行使してきた世界中のアーカイブ専門家の代表としての立場が不明確になっている。これについては深く懸念されるので、その旨ICA事務局に書面で申し入れを行った。また、

他の委員会・部会の長とも連絡を取り合い、より好ましい専門家のためのICA組織の実現を求める書面を提出した。



会場となった米国アーキビスト協会事務所



SPA会長、マーガレット・ターナー（イギリス）



SPA事務局長、キャサリン・ダン（オーストラリア）



SPAメンバー、イザベラ・オルフィチェ（イタリア）